

西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱

第1 設置

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業に係る事業を西東京市が実施することについて、介護保険の被保険者その他の関係者及び学識経験を有する者の意見を反映等させるため、西東京市地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他市長が指定地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と判断した事項

2 委員会は、前項各号の事項について審議した結果を、市長に報告する。

第3 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が依頼する。

- (1) 市内に住所を有する介護保険の被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域における医療、保健及び福祉に関係する機関に従事する者
- (4) 介護保険のサービスを提供する事業に従事する者

第4 任期

委員の任期は、1年以内とする。

第5 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、座長が招集する。

- 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第8 報償

委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で報償を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。